

皇室における利他的実践

——日本統治時代の朝鮮における災害救恤金・下賜金を事例に——

冬 月 律

目次

はじめに

- 統一テーマ「利他性を考える」の振り返りと本研究の狙い
 - 一、廣池千九郎の「利他」について
 - 二、皇室における利他的実践
- おわりに

はじめに——統一テーマ「利他性を考える」の振り返りと本研究の狙い

103
本論はモラロジー研究所道徳科学研究センター（以下、研究センターと称す）で「利他性を考える」を統一テーマにして三

年間取り組んだ成果をまとめる形式をとっている。まずは、三年間の取り組みについて簡単に触れておくことにしよう。

このテーマに取り組んだ当初は、宗教学の領域における利他行動を、とくにモラロジーにおける利他の定義を定めず、自身自身の専門領域の研究における利他の概念を用いての事例研究を試みた。具体的には、三重県熊野市紀和町内に点在する複数の教団（曹洞宗寺院・天理教・金光教）で行われている社会活動に注目した^①。成果としては、各宗教教団においては、信仰対象や教理の理解がそれぞれ異なるため、教団間の交流は難しいとされているなか、紀和町では、宗教団体による地域住民や子どもたちをも巻き込んだ活動が定期的に行われ、実施状況につ

いても（課題はあるものの）比較的順調に実施されている様子
がうかがえた。また、そのような宗教団体の信者を含む地域住
民を対象にした社会活動の効果は、地域社会への貢献にとどま
らず、宗教団体の内外の条件の中で新たなネットワークが形成
されていく効果もあることを述べた。

次年度以降は、これまでの利他に関する研究センターでの議
論を踏まえ、自分の研究における「利他（性）」を定義づける
ことから研究を進めることにした。具体的には『道徳科学の論
文』のなかで、「利他」がどのように表現されているのかを整
理する中で、廣池千九郎自身にとつて最も重要な存在として
「皇室」が言及されていることにヒントを得ることができた。
こうした経緯から、人間が生まれつき持ち得る「利他性」の現
れを、近代における皇室の福祉事業の展開から考察することに
至った。

一方で、利他・利己の概念については、先行研究における議
論のほかに、伊東俊太郎先生が常々言及している「利」をどう
定義するか、あるいは分けることに意味はあるのか、または、
これまでに当センターのゼミで議論されてきた「他」をどう考
えるかなど、その解釈は研究分野を問わず、多種多様である。
当然ながら宗教社会学を専門とする筆者もいまだその定義が定
められていない。一般に、利他は利己の対義語として用いられ
るが、利他と利己は表裏一体の関係にあることから、広義にし

る狭義にしる、個々に分かれては存在できない意味をもつ。た
だ、ここで哲学的な議論しても有益な答えは見つからないた
め、本論においてはとりあえず「利他（性）」を広義として捉
え、以下のような定義に限定しておく。²⁾

「もともと人間が持っている他人への思いやりやそのよう
な行為を行うこと」

「人間が持っている他人への思いやり」といつても一口には
説明がつかない。日常生活における思いやりとして極端な例と
してバスで席を譲り合うことも思いやりの類であるためにこれ
も利他といえよう。もっと一般的な事例をあげてみよう。近隣
住民や一般市民が駅周辺や公園などで行う清掃活動やボランテ
ィア活動が利他的行為であることに疑いを持つものは誰もいな
いであろう（稲場、二〇一）。

以上を踏まえ、本研究は、こうした「他人を思う気持ち」を
「利他」と定義付けした上で、その人間が生まれつき持ち得る
「利他性」の現れを、近代における皇室の福祉事業、とくに海外
（主に植民地）の災害における支援事業からの考察を試みたい。³⁾

図1. 『道徳科学の論文』における利他主義（筆者作成）

・第一章	第三項	道徳実行の効果をも科学的に証明する研究の急務
・第三章	第七項	第一節 人種改良学
・第四章	第二項	参考(五) 社会心理学(マクドゥガル著『社会心理学概論』p.18) p.19
・第七章	第一項	第五節 第二目 老人尊敬の風ならびに親孝行の風起こる(ボガードス著『社会心理学綱要』pp.39-41)
・第七章	第二項	第三節 第一目 功利説(ヘフディング著『近世哲学史』[英訳]、p.487)
・第七章	第二項	第三節 第三目 道徳発生の根本原因を自己保存の観念に置かざるものは道徳実行上の真の力とならず(ウォード著『純粹社会学』pp.424-426)
・第七章	第三項	第四節 道徳は団体の習慣にして個人の生存及び発達の方法である(ウォード著『純粹社会学』p.187)
・第七章	第五項	第二節 個人心及び団体心(プリントン著『社会的諸関係の基礎』pp.23-30)
・第七章	第六項	第三節 近世における連帯観念の自覚(レヴィ・ブリュール著『フランス近世哲学史』[英訳] pp.384-389)
・第十二章	第六項	第三節 十二因縁・四(聖)諦・八聖道及び中道(荻原雲来著『印度の仏教』pp.37-38) p.250
・第十二章	第六項	第六節 仏滅後における仏教の分派、上座部・大衆部・小乗・大乘(権大乘・実大乘)・自力門及び他力門(『仏教大辞彙』第三卷 pp.3169-3170) pp.291-292
・第十二章	第六項	第九節 釈迦究極の理想(木村泰賢著『解脱への道』pp.262-263) pp.320-321
・第十四章	第五項	第七節 正義と同情・親切・憐憫もしくは義侠心(ロス著『社会統制論』pp.7-33)
・第十四章	第五項	第八節 慈悲と忍耐・克己もしくは熱心との比較
・第十四章	第七項	第九節 最高道徳の実行的原理は人間の絶対服従の精神及び行為によりて実現せらる pp.212-213
・第十四章	第十一項	第八節 第三目 人心救済の実行は真に天爵を修めて人爵これに従うの原理に一致す p.275

一、廣池千九郎の「利他」について

本論に入る前に、以下では、まずモラロジの提唱者である廣池千九郎(法学博士、一八六六―一九三八)が著した『道徳科学の論文』(新版)における利他主義についてみていく。廣池は「利他主義」について、図1に示したように、各章において哲学や社会学における多数の文献を引用しつつ、著者なりの論を加筆していることが確認できる。

図1では、廣池自身による「利他主義」の定義は示されていないが、利己主義に基礎を置き、利己主義を目的とすることである従来の因襲的道徳は不完全であることを指摘し、最高道徳が従来の道徳とは基礎から異なることの理由づけとして「利他主義」(利他的要素)を言及していることが分かる。さらに、最高道徳は、心づかい(精神作用)を重視する道徳であり、その実行の動機は相手や第三者への温かい思いやりの心(慈悲心≡真の利他心)を本質とする質の高い道徳であると同時に、他者に対して思いやりの心を發揮することによって、自己の品性が向上し、周りの人々にもよい影響を与え、安心と喜びの多い人生を築いていく原動力となるとし、ここでも利他的行為(利他性)を「思いやりの心(≡慈悲心)」として捉えていることがうかがえる。

このように、廣池博士は、著書の『道徳科学の論文』におい

て「利他」を言及しているが、それにはモラロジーにおける「利他」を説くものはほとんど含まれない。ただし、第七章の引用文（上図）から利他性についての廣池の考察が若干加わっているが、それも因襲の道德と最高道德の差異、または品性完成や幸福などを論じる過程で用いられているだけで、廣池自身による利他性の考察・定義などはなされていない。

二、皇室における利他的実践

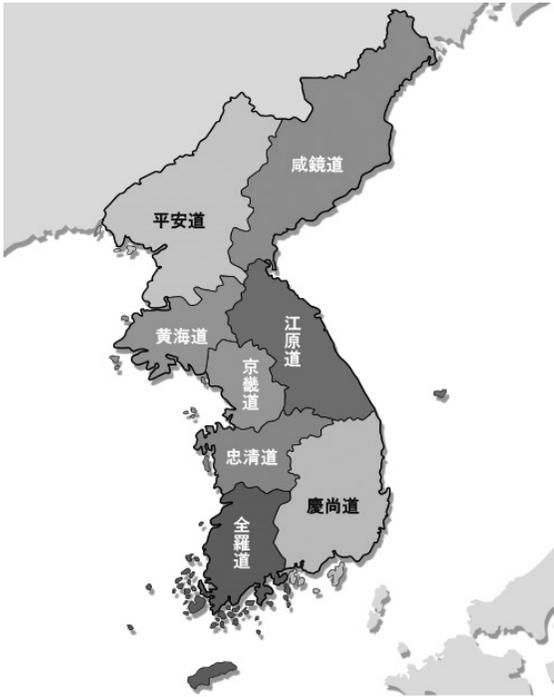
従来の通説では、近代社会事業は、政府、道府県が担う公的な財政支出に基づくものと、民間篤志家を中心とする私的な寄付金にもとづくものが主要であり、それを補完する意味において（あるいは奨励する意味において）、恩賜・下賜金による財政支出があったとするのが一般的な理解であった（遠藤、二〇〇六）。しかし、社会福祉思想（史）研究を専門とする遠藤興一は、恩賜・下賜金の支出状況（記録）を丹念に拾い上げ、時系列に整理した。その研究によれば、その通説は再検討されなければならぬことを指摘した（同、二〇〇六）。

遠藤によると、植民地における社会事業（遠藤は「天皇制慈恵主義」と位置付けている）は、国内と基本的性格は同じであるが、手続きや運用の仕方に注目すると、国内では官金救済と慈恵救済が制度体系として明確に分離し機能するが、植民地で

は慈恵救済がまず中心軸を形成し、そこに官金救済が加わっていると述べている。つまり、「皇室下賜金」という名の財政支出は、天皇制慈恵主義を実現する経済的手段として設立され、かつ有効に運営され、感化救済の性格をもって広く国民生活の底辺に届くよう配慮、実施された」とし、各種救済立法にみられるような社会政策的必要から出されたものとは異なる点の特徴であると主張している⁵⁾。さらに、遠藤は国内のみならず、国外の、たとえば台湾、樺太、朝鮮における下賜金研究も試みている。膨大な社会事業年表データから海外のところだけを抽出し、新たにデータの再編を行う作業に尋常ならぬ努力が払われていることは言うまでもない。また、そのようなデータが本研究においても出発点であることに大きな意味をなしている。ただ、既存のデータを使用するだけでは、本研究の目的は達成できない。

以上のことから、本研究では、遠藤が作成した海外における救恤金および下賜金のデータに基づいて、実例を取り上げて論じていく。具体的には、一九三〇（昭和五）年に朝鮮で起きた風水害に対する皇室からの下賜金をめぐって、災害の規模や被害について、日本統治時代（一九一〇年～一九四五年）に刊行された朝鮮総督府の資料と合わせて、朝鮮国内で有力な新聞であった『毎日新（申）報』の報道（記事内容）から概観し、海外における皇室の社会事業としての下賜金がなす意味（意義）

図2. 参考地図：朝鮮の行政区分図



が利他性とどのような関係をもつか解明していく。なお、本研究は、近代の海外における皇室と災害支援事業の総体を把握することを目的とし、その全体作業の一部をなすものである。

(二) 朝鮮の風水害状況について

朝鮮にとつて最も恐れられていた災害は、洪水であったと言つても過言ではない。朝鮮では毎年七、八月に長雨があり、そのたびに多少の洪水はあったが、とりわけ一九二五年（乙丑年

大洪水^⑥）と一九三〇年における暴雨・集中豪雨がもたらした人的・物的被害は尋常ならぬものだった。以下では、そのような甚大な被害をもたらした記録が詳細にわたつて把握できる一九三〇年の風水害に着目する。ただし、紙幅の都合上、被害状況については、『昭和五年朝鮮風水害誌』（朝鮮総督府、一九三一年）の内容（朝鮮における風水害）のみを取り上げて概観していく。なお、この時期に朝鮮内で起きた風水害詳細を文末掲載した別紙資料1と合わせて参照されたい。

一九三〇年は六月下旬から南鮮地方に豪雨があり、忠清南、全羅南北の三道に甚大な災害をもたらした。七月中旬にかけては朝鮮中部から北鮮地方に断続的に豪雨があり、さらに日本海に面する慶尚南北、江原、咸鏡南北の五道は強烈な暴風雨が襲来した（図2参照）。

また、表1に示すように、この災害による死亡者及び行方不明者は合わせて一六八三名に達し、朝鮮未曾有の大災害となった（負傷は一〇九二名）。仁川観測所がまとめた六月二〇日から七月一五日の主要都市の総降雨量一覧からは、今回の豪雨については局地・短時間型の集中豪雨が何度も襲来したことが分かる（京城七一四ミリ、全州四九〇ミリ、大邱三二九ミリ、釜山二七四ミリなど、期間の長さからすれば珍しくない雨量）。その様子を本誌でも「今回の豪雨は降雨期きわめて短時間なる」と場所に依り甚だしく差等あり。一例を示せば全北（全羅北

表 1. 一九三〇年の風水害による被害の状況（筆者作成）

被害状況一覧および被害総額							
人（名）				道路（間）			
死亡者	行方不明	負傷	計	破損	流失、埋没	計	
815	868	1,092	2,775	197,388	154,701	352,089	
家屋（戸）				橋梁（箇所）			
流失	全潰	半潰	浸水	計	破損	流失	計
2,779	4,805	6,923	34,713	49,220	2,311	2,154	4,465
船舶（隻）				堤防（間）			
流失波没	全潰	破損	計	破損	流失、埋没	計	
472	1,863	1,264	3,599	225,347	212,492	437,839	
被害額（円）							
道路	河川	港湾	水道	農作物	山林	計	
14,467,254	2,504,804	617,635	28,443	12,469,801	72,484	30,160,421	

※朝鮮総督府『昭和五年朝鮮風水害誌』より筆者作成。
 ※上表には箇所不明の分および耕地の被害（面積・被害額）は含まれていない。

表 2. 罹災者の救助

死者及行方不明者の弔慰金	一人に付	30 円以内
負傷者の見舞い金	同	10 円以内
小屋掛費（住家の流失）	一戸に付	15 円以内
同（同全潰）	同	10 円以内
同（同半潰）	同	5 円以内
船舶被害の見舞い金（流失、沈没）	各一隻に付	15 円以内
同（破損）	一隻に付	10 円以内

※朝鮮総督府『昭和五年朝鮮風水害誌』より筆者作成。

道）井邑郡泰仁面の如き七月十一日の数時間に三百三十耗の降雨ありたるが如き状況を以て右表に依り全般の雨量を推定するは至難なるべし」（同、三頁）と述べられている。

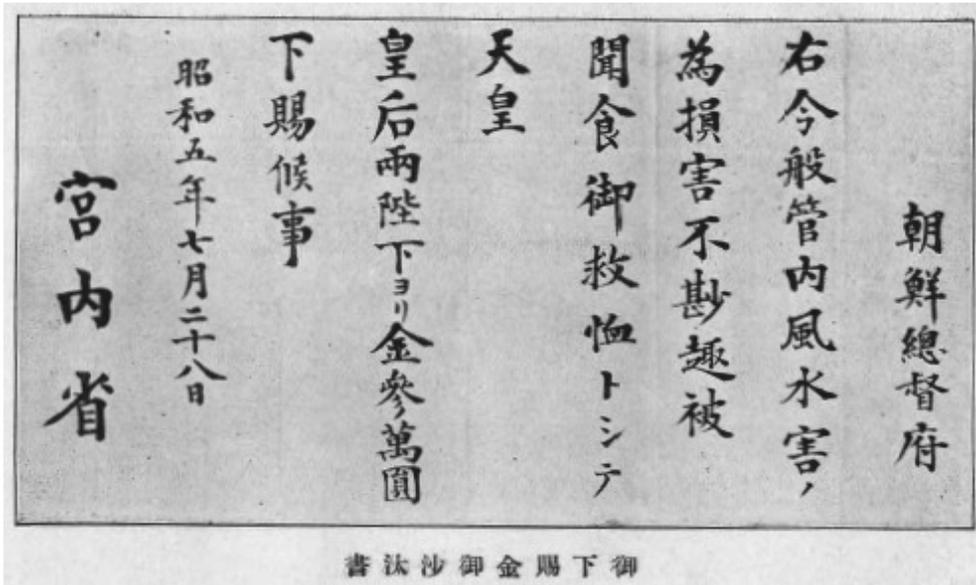
（二）朝鮮総督府の対応について

このような朝鮮未曾有の惨害に対して、朝鮮総督府（以下、本府）では財団法人朝鮮社会事業協会による罹災直後罹災民救助義捐金募集計画を立てるほか、内地からは衣服などの義捐品も寄せられ、各道に分配された。また、各道に対して本府職員を被害地に派遣し、災害地の実況を調査するとともに、警察官憲、地方有志、消防組、青年団などを指揮協力して、罹災者の救護に努めるほか、傷病者の治療を開始した。また、地方凶歉救済費、臨時恩賜基金編入金繰戻金及び本部管理中の恩賜罹災救助基金の救助費ならびに国庫補助金などから、焚出費、食糧給与費、死者及び行方不明者の遺族に対する弔慰金、負傷者の見舞い金、小屋掛費、船舶の罹災に対する見舞金などを支給した（表 2 参照）。

（三）皇室の対応について―救恤金の支出状況から―

以上概観したとおり、甚大な被害に見舞われた朝鮮に対して、皇室では天皇皇后両陛下に代わり、侍徒であった海江田子爵を現地（朝鮮）へ送り、被災地の視察とともに罹災者を見舞

写真1. 御下賜金御沙汰書（『昭和五年の朝鮮風水害誌』より抜粋）



わせ、救恤金（天恩）として三万円を下賜された（写真1）。その内容を『昭和五年の朝鮮風水害誌』では以下のように述べている。

風水害の惨憺 天聽に達する畏くも 天皇皇后兩陛下に於かせられては痛く蒼生の窮狀に御軫念あらせられ親しく侍従海江田子爵を實地に差遣し惨害の跡を視察せしめ罹災民生の酸苦を見舞はせ給ふと共に罹災民救恤の御思召により御内帑金三萬圓を下賜せられたるは眞に 天恩鴻大恐懼感激の至りに堪へず、此の優渥なる御沙汰を拜したる本府は直に關係各道に對し、災害の程度に應じ左の通配付し聖旨の傳達を爲したり

『昭和五年の朝鮮風水害誌』 一一頁より引用

右記に示す通り、皇室からの救恤金は、直ちに關係各道に對し、伝達とともに、被害の程度に応じた額を配分している。關係各道に對する配分額と支給区分は表3で示す通りであるが、実際の罹災者への支給がどのように行われたのかは現段階では不明である。ただ、同書によれば、「右關係各道に於ては直に夫々配分したるが罹災民は孰れも 天恩の無窮に感激せざるものなし」との記録が残っている。しかし、そのような天皇皇后兩陛下の天恩に對する罹災者の反応を、朝鮮總督府では何を根

表 3. 下賜金による救助

地域別	死者及行方不明者	各一人に付	金 4 円	
	負傷	同	金 2 円以内	
	家屋の流失	各一戸に付	金 2 円	
	同、全潰	同	金 1 円 50 銭	
	同、半潰	同	金 1 円以内	
	船舶の流失、沈没及行方不明	各一隻に付	金 2 円	
	同、破損	同	金 1 円以内	
地域別	京畿道	1,366 円	忠清北道	735 円
	忠清南道	1,366 円	全羅北道	3,990 円
	全羅南道	195 円	慶尚北道	4,257 円
	慶尚南道	2,723 円	江原道	1,2405 円
	咸鏡南道	2,820 円	咸鏡北道	143 円
	計	30,000 円		

※朝鮮総督府『昭和五年朝鮮風水害誌』より筆者作成。

扱にしているのかについては先述の支給状況と同様、不明である。

(四) 新聞ではどのように報じているのか

以下では、上記にみた皇室の対応を、よりリアルな状況を把

握するために、朝鮮で刊行された新聞における報道に焦点をあててみていく。⁹⁾

韓国にはデータベース化された近代の新聞が閲覧できるウェブサイトがいくつかある。しかし、そのほとんどが日本国内では操作がうまくいかず、内容閲覧において障害が多かった。幸いなことに韓国歴史情報統合システムのデータベース検索では、内容は見られないものの、各新聞社の見出しを閲覧することはできたため、本研究では、まず恩賜金関連の記事を、現時点で入手可能な記事に限定して提示することにとどめておく。

本研究で扱う新聞は、すでにデータベース化され、記事検索が可能な新聞のうち、日本側発行と韓国側の発行における記事性格の公平性を考慮し、『京城日報』、『釜山日報』、『毎日新(申)報』、『東亜日報』の中から採用することにした。ただし、データ入手や、膨大な記事から災害関係だけを抽出することは想像以上に困難な作業であるため、今回は『毎日新(申)報』のみを取り上げる。¹⁰⁾

なお、昭和五年の風水害に関する記事と皇室からの恩賜金が行き渡った内容が示された記事の見出しを時系列に整理したものを掲載した(別紙資料2)。資料にみるように、今回は見出しと内容の要約に限定されてしまうが、資料からは、先述の風水害が全国的に広がっていく様子が時系列に沿ってみることができた。この一九三〇年の風水害関連記事だけで五六四件(災

図3. 実際の新聞記事（『釜山日報』1930.7.29付、釜山市立図書館所蔵、筆者撮影）



害に関する記事は、六月二六日に初めて検索でヒットし、それ以降八月三一日まで頻繁にヒットした。そして、この間の記事数は九四〇三件であった。）も検索できたことから、当時のメディアにおいてもこの災害をいかに注目していたのかがうかがい知れる。七月の二八日には救恤金が下賜された（図3）ことや、八月一日には海江田侍従が入城し、以後被災地を訪問し、地方官に天皇皇后両陛下の聖旨を伝達していることも確認できた（別紙資料2の網掛け）。

おわりに

これまでに、日本統治時代の朝鮮における皇室の福祉事業の展開を主に災害救恤金・下賜金を事例に、まずはその内容を表す内地動向を、時系列に整理したものを参照しつつ、災害状況と本府の対応を概観した。その後、甚大な災害をもたらした一九三〇年の風水害に、皇室はどのように対応したか、また植民地における新聞ではどのように報じているのかを整理し、皇室の社会事業実践の一端を示した。近代の日本が植民地で展開した社会事業の研究が、主に政策として論じられる傾向にあるのに対して、本研究は、皇室における社会事業とその実践に焦点を当てている。そのような視座に立った本研究は、やや大げさにいえば、近代神道史で十分な研究対象とされてこなかった、

神道の社会事業を考えるうえで意義のある試みであると考え
る。

最後に、今後の課題について述べていきたい。先述の通り、
本研究は災害救恤金の下賜を皇室の利他的実践として捉えて事
例研究（国際比較）を試みてきたが、日本側に視座をおいた研
究に留まる結果となった。海外の植民地における「支援」（人
道支援）は、政治的側面・時代的背景などとの関係を完全に排
除して考えることは難しく、日本側の主張・論考だけに基づく
方法では、本研究の目的を十分に遂行することはできない。こ
れらの課題を改善し、より実証性の高い研究に仕上げるため
は、先に述べた課題を解決するためのさらなる検証作業と資料
収集が必要であると考え。一方で、本研究では、新聞記事の
入手が予想以上に困難であったことから、内容（原文）の分析
までは行き届かず、十分な考察が出来なかった。今後も本研
究と直接のかかわる作業として、そのような資料収集の徹底は必
要不可欠である。幸いなことに、今年から三年間実施される皇
學館大学の篠田学術振興基金研究プロジェクト「近現代日本に
おける皇室と災害支援事業に関する基礎的研究」に加わること
となった。そして、同じく韓国の東義大学の「恩賜金研究」（仮
称）グループとの共同研究も予定している。この機会を最大限
に生かし、最終目的の到達に向けてさらなる研究調査を行い、
その成果は次稿に反映させる所存である。

付記

本稿は、韓国日本近代学会第三二回国際学術大会における口頭発表
「一九三〇年の朝鮮における風水害と恩賜金―総督府資料と新聞報道
を手がかりに―」（二〇一五年一〇月三〇日、九州大学）の発表要旨
内容に、部分的に補訂、改題したものである。なお、本研究は皇學館
大学の篠田学術振興基金の助成を受けたものである。

参考文献

- 稲場圭信『利他主義と宗教』弘文堂、二〇一一年。
遠藤興一「恩賜・下賜金の支出状況からみた植民地社会事業」『明治
学院大学社会学・社会福祉学研究』一二三号、二〇〇六年。
——『天皇制慈善主義の成立』学文社、二〇一〇年。
金白永「朝鮮の災害 植民地時期韓半島の災害において日帝が残した
記録」『月刊（今日の図書館）』第二三巻第五号通巻二二五号、二〇
一四年、一二一―一五頁。
櫻井治男「神社神道と社会福祉」『現代宗教二〇〇二』東京堂出版
二〇〇二年、二五一―二六四頁。
櫻井義秀、吉野航一、寺沢重法「宗教の社会貢献活動（一）問題の射
程と全国教団調査」『北海道大学文学研究科紀要』一三三、二〇一
一、一〇三頁、一五四頁。
朝鮮総督府『昭和五年朝鮮風水害誌』、一九三一年。
朝鮮総督府観測所『近年における朝鮮の風水害』、一九二六年。
朝鮮総督府『大正一四年朝鮮ノ洪水』、一九二六年。
寺沢重法「メディアが報じる宗教の社会貢献的活動―宗教記事デー
タベース（二〇〇四年～二〇〇七年）の分析を中心に―」『研究論
集』七、北海道大学大学院文学研究科、二〇〇七年、二〇一―二二

一頁。

寺沢重法「現代日本における宗教と社会活動—JGS S累積データ2000～2002の分析から—」『日本版総合的社会調査共同研究拠点』研究論文集一三、二〇一三年、一二九～一四〇頁。

藤本頼生『神道と社会事業の近代史』久伊豆神社小教院叢書八、弘文堂、二〇〇九年。

本誌編集部「朝鮮総督府『昭和五年朝鮮風水害誌』—日本が行った先進の災害人道支援」『別冊正論』二三、二〇一五年、三〇〇～三〇六頁。

宮城洋一郎『宗教と福祉の歴史研究—古代・中世と近現代』法藏館、二〇一三年。

【古新聞記事検索ウェブサイト】

釜山広域市立市民図書館のデジタル古文庫室「近現代新聞資料」の『釜山日報』、『朝鮮時報』

<http://siminhb.koreanhistory.or.kr/directservice/listsMMain.do> 最終閲覧日二〇一六年八月一七日

国史編纂委員会韓国史データベース「日本強占期」<http://db.history.go.kr/>最終閲覧日二〇一六年八月一七日

「土台研究DB」日帝時期釜山日報記事目録及び記事検索のためのDB構築

http://ftp.krnm.or.kr/base/tl002/intro_db.html 最終閲覧日二〇一六年八月一七日

注

(1) 一般的に、宗教団体における利他的実践は社会事業・社会活動(社会貢献的活動)から論じられている場合が多く、そういった観

点からの研究は現在も盛んに行われており、国内外を含めるとその蓄積も相当な数に上る。「真宗再生の可能性は都市開教と一九八七年からのビハハラ活動の拡大(社会福祉・教育研究)にかかっている。」にみるように、近年の高齢者介護やターミナルケアにおける宗教者の役割が問い直され、評価されている。また、近年における宗教団体の利他的実践(社会貢献活動)を調査した『宗教団体の社会貢献活動に関する調査報告書』(庭野平和財団、二〇一三)の調査結果からも、宗教団体によるさまざまな活動とその内容が一般人のなかでもそれなりに認知されていることがわかる。以下では参考として宗教団体の利他的実践についての研究をいくつか紹介しておく。

宗教学者の櫻井義秀は、「宗教の社会貢献活動(一)・・・問題の射程と全国教団調査」(北海道大学文学研究科紀要二二三、二〇一一)において、「日本の近代化は官主導で進められたが、女子教育や救貧・医療事業、教誨・矯風活動、解放運動のような貧困・被差別階層に対する社会事業は圧倒的に宗教団体により担われた。したがって、教団ごとの社会事業史には重厚な研究・資料集積が多く、近年は社会福祉関連学部・学科を抱える大学用テキストとしても数多くの著作が刊行されている。キリスト教の場合、明治以降の社会事業が中心である(室田、一九九四・日本キリスト教社会福祉学会編、一九九八)。それに対して、仏教はカリスマ的開発僧の行基以来の伝統を誇るだけに仏教福祉論は通史的構成が多い(吉田・長谷川、二〇〇一・清水、二〇〇二)。神道は、戦前ある意味で公共宗教であったわけだが、戦後、神職者が地域福祉や伝統芸能・祭りの復興事業に携わる例は少なくなかった。社会福祉を神社本庁や神職養成大学のレベルで意識してきたのは近年である(櫻井治男、二〇〇

二)。これらの諸研究は特定宗教の制度・組織、事業内容をまとめるだけでも個人の手に余るといふ事情があり、個別教団・宗教の社会事業論、社会福祉論になっており、特定宗派を超えた宗教による社会貢献という大きな問題構成はこれからの課題と思われる。」と述べている。一方で、寺沢重法は、宗教専門紙データベースの分析(寺沢、二〇〇七)やJGSS(日本版総合的社会調査)の計量分析(同、二〇一一)から、現代日本における宗教と社会活動(社会貢献的活動)の関連について検討を試みている。氏は、検討の際に、キリスト教が大半を占める欧米諸国と違い、日本には複数の宗教が存在(日本の宗教は、神道、仏教、キリスト教、新宗教、無宗教に分けられる。)し、社会活動との関連も宗教属性によって異なると思われ、まず考慮しなければならないのは、「キリスト教」「仏教」「無宗教」といった宗教属性の違いであると述べている。また、氏は、一般に、このうち社会活動への参加に関連していることが想定されるのは、キリスト教と新宗教である。明治以降の日本のキリスト教は、各種の教育活動や福祉活動を展開してきた歴史があり、現在も多くの教会では社会活動を行うための部署やグループが設置されている(櫻井義秀ほか二〇一一)ことを指摘し、新宗教の場合も、天理教の「ひのきしん」や立正佼成会の「明社連動」のように、ボランティア活動は信者が行うべき活動として教団全体で奨励されている場合もあると述べている。また欧米の先行研究で指摘されてきた、宗教と社会活動を結ぶメカニズムについてもキリスト教と新宗教は適格的であると述べるが、キリスト教と新宗教は信者数が少ないため、ここから日本における宗教と社会活動を論じるのは難しいとし、日本における宗教と社会活動を論じるには、むしろ歴史的な影響力が大きく、現在もある程度の檀家数と寺

院数をもっている仏教を扱う必要がある、と述べている。そのような日本の仏教が宗教と社会活動を論じるに適用しているとみなされる一方で、「近代以降、日本固有の宗教、神道は福祉活動との関連は少なからずあった」とし、神道における社会(貢献)活動も存在していたとする藤本頼生の主張は、日本における伝統宗教の社会活動を再考するうえで重要な論点であろう(藤本、二〇〇九)。

(2) 本論における筆者の利他的行為としての定義付けは、宗教社会学者である稲場圭信の「社会通念に照らして、困っている状況にあると判断される他者を援助する行為で、自分の利益をおもな目的としない」とする利他的行為の定義に準じている。また、稲場は、利他的行為を上記のように位置づけ、それほど深刻ではない状況であっても、相手のことを思いやり、手を差し伸べる行為も利他的行為であるととした(稲場、二〇〇九:三二)。筆者も、利他を「自身自身以外の誰かのためになす」とし、そのような目的で行われる行為を「利他的実践」として位置付けることにしたい。

(3) なぜ、海外の災害支援事業に注目しているかについては、数年前からかわっている皇學館大学の研究プロジェクトに参加したことに拠るところが大きい。詳細を述べることは避けるが、皇學館大学では代表の新田均を中心に、櫻井治男、田浦雅徳、山路克文、鶴沼憲晴、宮城洋一郎らを含む十数人の研究者を募って、日本近代以降における社会事業・福祉活動の発展・展開を考究する上で、皇室の当該事業への関わりや果たした役割・意義を明らかにすることを目的とした、「近代現代日本における皇室の福祉事業に関する基礎的研究」(研究課題:近代現代日本における皇室と災害支援事業に関する基礎的研究、通称「皇室福祉研究会」)が篠田学術振興基金の助成を受けて二〇一三年にスタートし、今年四年目を迎える。本プロ

ジエクトの研究内容は、①皇室の災害時における支援活動にかかる基礎的研究資料の収集整理と資料編集、②皇室の活動に対する宗教団体・組織（神道・仏教・キリスト教）の関わり実態、③災害支援の理念・活動が宗教メディア及び学校教育において如何に発信され国家・皇室・宗教観に関わったかを明らかにする、の三つであり、それぞれの研究者が自分の専門、関心テーマに沿った形で国内外の調査研究を実施し、年に数回共同調査研究や研究会、公開シンポジウムなどを開催している。筆者もそれらの研究内容全般にかかわりながら、個人の研究テーマ「韓国近代における自然災害と日本政府・皇室の支援関係にかかる基礎研究」について取り組んでいる。なお、本研究会の詳細は以下のウェブサイトに掲載されたニュースレターを参照された。http://kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/research/info/detail/56` http://kenkyu.kogakkan-u.ac.jp/research/info/detail/57

(4) まず、廣池博士による―あるいは引用する―利他主義のうち、いくつかについてふれておく（下線部は筆者によるもの）。

1. 第三節第一目の功利説、ヘフティック著『近世哲学史』（英訳）p.487

引用文：（シジウィック博士が彼の著書『倫理学の方法』において）「功利主義」という語がともに功利の原理を倫理的測定基準としながら、一つは利己主義を基礎とし、他は利他主義を基礎とする二つの別の倫理体系を包摂する事実、特に注意を喚起していることを指摘している【廣池、一九九三：一一六】。

2. 第三目 道徳發生の根本原因を自己保存の觀念に置かざるものは道徳実行上の眞の力とならず（ウォード著『純粹社会学』四二四頁～四二六頁）。

この漠然《ばくぜん》とした精神現象の系列も明白な系列と同じく、全く主観的である。それは人間の自己すなわち自我の中に存在し、この唯一の眞実な意味において主観的である。すなわち、利他主義は主観的基礎を持つ。より適切に表現すれば、これは主観主義の一形式である。反射的主観主義と呼ぶことも出来よう。主観的投射物―他人の感情―は自我に働きかけ、類似の感情、ただし通常それより弱い感情を生ずるのである。利他主義あるいは同情は、それが行為者の中に存在しないならば、すなわち主観的でないならば、力となり得ず、動機となり得ないであろう。すべての動機は必然的に主観的である。主観的なことが故に、ある動機を非難することは、一切の動機を非難することになる。しかし、主観的な反射的動機の始まりは、人類の歴史において一時期を画したのである。社会学及び一般に人類進歩の立場から見れば、これは人類が踏んできたあらゆる段階の中で最も重要なものであった。利他的理性の助力を混じえない主観的理性は、ただ女性を屈服させ、強者を増長させるような結果を生ずるにすぎない。このような結果がさげざられることなしに継続すると、甚だしく反社会的となるであろう。進んでは種族の破壊をもたらすかもしれない。

それ故、利他主義は一つの本質的に社会的な力、すなわち社会において發生するものである。その名称だけで、すでにその社会性を表している。それ自体は主観的でありながら、必ず他のために自己を消費する。他者のない利他主義はあり得ない。利他主義は厳密には同情と同義語ではない。後者すなわち同情は必ずしも消極的であることを要しないが、普通そのように用いられる。（中略）

しかし、利他主義は、他の点で同情と異なる。同情は必ずしも欲望ではない。それは単に感情である。同情は必然的に行為暗示する。欲望でない他の苦痛と同じように、同情も一つの苦痛であるから、必ずしも必然的とはいえないが、自然に苦痛から解放されるように行為しようとする欲望を生み出すのである。これは知力の作用、すなわちその目的を達成するための行動の方法についての知識を含む。苦痛を受けている者がその苦痛を逃れる方法を知らず、したがって行動を起こさないような苦痛がたくさんある。同情はときにこのような苦痛であることもある。利他主義は複雑な概念である。それは同情に行動の欲望の加わったものである。あるいはそれは再現された享樂に、観察され且つ再現された享樂を増大したいという欲望の加わったものかもしれない。それは単に感情であるのみではなく動機でもある。もしその動機が、心理学的にいつて、自己の中に存在する苦痛を減少し快樂を増大する欲望であるとすれば、それは現在の感覚が再現された感覚より強いのと同じ程度に、自己に対して行うことを他人に対してより多く行わなければならぬという独特の性質を持つ。故に、この動機から生じた行為はすべて必ず自己を益する以上に他人を益し、偶然の誤りを犯さないかぎり、自己いづれをも害することがない。

最後に、すべての利他的行為の中では、少なくとも二人の個人が影響されるという必然性から、利他的行為は本質的に社会的になるのである。利他的行為の特質は社交性である。利他主義と社交性は分離出来ないほど結合している。人類学者は、この二つの概念を区別することは困難であるという。特に顕著なことは、利他主義が社会的情操であることである。これは同時

に利他主義が社会発生的特質を持つことと、倫理学が社会学的特質を持つことの証拠である。社交性は利他主義の自然的且つ必然的な結果として生じてくるものであつて、ある程度の社交性がないと、本当の社会というものはあり得ない。そこで利他主義は「愛」の形式を取る。前章で見た諸形式のいずれとも全く同一ではなく、また正確な意味で系統発生的でも性的でもないが、前章で見た諸形式のどれよりも新しく派生した形式の愛として、利他主義はやはり人類の愛情の発達の大系統に属し、且つ本来の系統発生的形式から生じたものである。(中略) 高等の動物段階と人類の初期を通じて全く隠れていた後、利他主義は人類の開花した理性によって再び洗礼を受け、且つ高められ清められた形式で世界最初の偉大な社会化力となつて新たに現れてきたのである。

以上列举するところの科学的倫理説及び社会学の学説により、更に人類の歴史及び現在の社会学的材料に徴すれば、第一に、道徳はその源を自己保存の觀念に發しておるのです。第二に、今日においても、究竟するところ、道徳は自己を益するものであるという觀念が土台となつておるのです。もし道徳にして、究竟、自己を益せずして単に自己を損するものであるとしたならば、その道徳は聖人のほか何人もこれを行うことが出来ないものでありましょう。よしやこれを行うものがあるも、永く続け且つ多量にこれを行うことは出来ませぬ。しこうしてたとい極力これを行うものもあるも、それは社会一般人の模範とはならず、衆人はただはるかにこれを敬しておるのみでありましょう。これがためにかかる空虚なる道徳の実行は将来に向かつて十分なる道徳教育の力とはならず、且つ社会発達の力ともならぬの

であります。道徳を行えば、たとい中途には苦勞あるも、最後に物質的もしくは精神的に何ものかで必勝するとの成算なくば、自分とはとにかく、これを他人に奨励することは出来ませぬ。

しかし道徳そのものの本来の性質をもって、ただ利己主義にのみ基づくものであるとしたならば大なる誤りを生じます。元来、道徳とは人間が社会生活をなすに当たりて、正しく且つ幸福に生活していく必然的な要求から生まれてきたものでありますから、ただ利己主義にのみ基づき、そのみを目的とする道徳は、おのずから社会進化の法則に反しますから、道徳そのものも、これを行う者も、ともにその社会に適應し得ぬようになるのであります。故に従来の因襲的道徳は、その説くところとその精神と異なりて、その実はつまり利己主義に基礎を置き、利己主義を目的とするものでありますから、いま私の説く意味の道徳の基礎を自己保存の上に置くということとは異なっておりますので、その学説も実行もともに人類幸福の実現に対して不完全であるのです。

しかるに最高道徳は、その目的とするところ、たとい一方においては自己の保存及び發達にあり、自己を損することを目的として出発せるものではないとするも、しかしながら、他の一方においては、神の心に同化してその慈悲を体得し、世界人類の平和及び幸福を実現するために自ら苦勞させていただいて、自己の品性を完成しようとするのでありますから、単なる利己主義に出発せる前者とは、全然その基礎を異にするのであります。故にこの最高道徳は人間最後の勝利を得る原理であるのです。これ、この最高道徳が一般人に対して權威あるゆえんであります。そこで将来の道徳は最高道徳でなければならぬのであ

ります。

3. 第五項 第二節 個人心及び団体心、プリンントン著『社会的諸關係の基礎』二三頁～三〇頁

個人が最高の人格的目的すなわち個人としての完全な実在性を獲得するのは、集団に反抗することによってではなく、集団の最善の利益を正しく知ってこれに献身し、且つその成長と成熟とに適應する手段を学んで、これを促進させることによってである。これが最も高い意味における「利他主義」、すなわち他人の人々のために生きることであつて、その目的とするところは、個人が第一ではなく、集団とその福祉にある【廣池、一九九三・一九五】

4. 第六項 第三節 近世における連帶觀念の自覚、レイビ・ブリュール著『フランス近世哲学史』（英訳）pp. 384-389

（前略）われわれの行為は思考よりもはるかにこれら（持つて生まれた性向と性癖）に依存することが多いのである。これら生まれつきの性向には二種類がある。あるものは利己的であつて、その個人に自己の保存・安全及び幸福を追求させる。他のものは利他的であり、個人にその行動中に他人のことを考え、隣人を愛するようにしむける。すなわち他人の幸福の中に自分の幸福を見いださせるものである。（中略）家族生活と社会生活においては利他的感情と性向がほとんど限りなく増加することが歓迎される。これらはある社会集団の成員全部に同時に發達し、且つ模倣と伝播によって増加するのである【廣池、一九九三・二〇二～二二一】

(5) このような遠藤の主張に対して、日本の仏教史・社会福祉学者である宮城洋一郎は「これまでの恩賜金等に関わる議論を批判的に

検討され、概念の取り方の曖昧さやイデオロギー的側面を捉え切れていないこと、「天皇制慈恵救済金」が国家による救済政策とは別個に存在し、補完するように位置づけられていないとするなどの論を主張された。」と評価するも、一方では「しかし、それらの議論は、それぞれの論者が対象とする領域が異なり、一様に捉えて批判していくことには疑問の余地があるといえる。」とし、遠藤が議論の対象にして取り上げた済生会、感化救済事業、民間社会事業への助成など多方面にわたる事項は、時代的社会的背景を考慮しておらず、そのような議論のためには、まず個々の領域での検証が必要であると述べている。

(6) 一九二五(大正一四)年の水害について簡単に触れておく。一九二五年の七月から九月初旬にかけての集中豪雨によって四回の洪水が発生し、朝鮮の主要河川である京城の漢江流域だけでも死亡及び行方不明者三三四名、流失倒壊家屋一万余りをはじめ、農耕地、道路、橋梁、堤防などの社会施設に甚大な被害をもたらし、全国規模においては総督府年間予算の五八%にも達する一億三百万円の財政的被害といった莫大な物的・人的被害をもたらしたと記録されている。このように一九二五年の水害が朝鮮にもたらした被害があまりにも甚大なものであったため、朝鮮総督府は各種救恤対策の必要性を実感し、各種災害関連政策の構築のために、朝鮮で起きたあらゆる自然災害に関する情報を総合的に整理した冊子を発行するにいたった。それが一九二八年に「朝鮮総督府調査資料」第二四輯(総四七巻)として刊行された『朝鮮の災害』である。本書は、洪水と干害、暴風と火災を中心にして、霜害、雹害などの主に異常気象による自然災害を対象にしており、当時の歴史文献と統計調査によって確認できる朝鮮の自然災害のすべての情報を網羅している。ちな

みに、この災害の時にも皇室からは救恤金として五万円が下賜された(別紙資料1参照)が、そのほかにも一九二六年二月一三日付の『毎日申報』によれば、朝鮮社会事業に御下賜金四三団体に一四三〇〇円が下賜されたことが確認できた。

(7) 義捐品(衣服)の取り扱いについての詳細は、京城淑明女子高等普通学校校友会扱が一五〇〇点(政務総監の婦人を始め、婦人無名会、京城組合協会婦人会、日本基督教教会婦人会、友の会、ロータリー倶楽部員、小林源六夫妻、淑明女子高等普通学校校友会の提供によって制作されたもの)、朝鮮日報社扱が三六三点、愛国婦人会朝鮮本部扱が一〇点、中外日報社及平安南道平原郡庁扱が六一点、合計一九五四点をもって、とくに被害が大きかった江原、慶北、咸鏡の三道に分配された。その様子は当時の新聞からも確認できる。

ちなみに、朝鮮における本府の社会福祉については、初期は恩賜金を救済と災害救済に充てていた(恩賜金罹災救助基金管理規則)が、度重なる災害によって擁護者問題(罹災民、窮民、病人など)の解決に向けての社会政策が中心であった。一九二〇年本府に内務局地方局地方課が、一九二一年には内務局に社会課が新設され、社会課が社会政策に関する事業を担ってきた(一九一一年には済生院を設置し孤児養育事業を開始)。詳細については、竹並正宏「韓国社会福祉の歴史(一九一〇〜一九四五)」川崎医療福祉学会誌 vol.13, No. 2 二〇〇六、三五三頁〜三六六頁を参照されたい。

(8) ちなみに、一九三〇年の米一俵の値段は六円二八銭、一升は三二銭程度であったことから、官費による救助費に比べると、この皇室からの救恤金は少額であったことが分かる。

(9) 日本統治時代に朝鮮で刊行された主な新聞は、『京城日報』、『極東時報(中鮮新報)』、『The Seoul Press』、『朝鮮新聞』、『京城新

聞』、『京城日日新聞（朝鮮日日新聞）』、『東亜法政新聞（法政警察新聞・法政新聞）』、『朝鮮商工新聞』、『朝鮮警察新聞』、『朝鮮毎日新聞』、『朝鮮教育新聞』、『湖南日報（朝鮮中央新聞・中鮮日報）』、『木浦新報』、『光州日報』、『全北日報』、『群山日報』、『東光新聞』、『朝鮮時報』、『釜山日報』の一九種類（週刊・日刊、地方紙）である。すべての新聞を紹介することはできないため、日本統治時代前後に創刊し、かつ有力紙であった『京城日報』、『朝鮮新聞』、『釜山新聞』についてごく簡単にみていく。また、これらの新聞は今後の植民地時代における現地情勢を知るために重要であり、その点で今後本研究所と深く関係してくることから、先にここで触れておくとの意味は大きい。

(1) 京城日報（一九〇六～一九四五）

一九〇六年八月一〇日に発行認可を得て創刊された（実際の創刊号は九月一日発行）。統監府の機関誌として発行され、韓国併合とともに朝鮮総督府の機関誌となった（韓国併合に際して総督府の機関誌として、総督政治を積極的に広報するために発刊した新聞は京城日報「日本語」、毎日新「申」報「ハングル」、ソウルプレス「英語」の三種）。統監府機関誌である京城日報は、当時統監の伊藤博文の主導的活動によって創刊された。発行部数は朝鮮総督府の資料によると、一九二九年・二六三五二部、一九三三年・三五五九二部、一九三五年・三四二九四部、一九三九年・六一九七六部であり、発行部数では、民間ハングル新聞である『朝鮮日報』と『東亜日報』とほぼ同じであるが、当時朝鮮で発行された日本語版新聞のなかで、発行部数では断トツの一位を占めていた。ただし、日本で発行されていた日本語新聞の朝鮮移入部数に比べると、少ない。なかでも人気のあった大阪毎日新聞と大阪朝日新聞の一九二九年の発

行部数を基準にみると、京城日報の発行部数が二六〇〇部ほどであったのに対し、両新聞はそれぞれ四八八五三部、四一五七二部に及ぶ。日本語新聞については当時朝鮮で発行されている新聞よりは日本で発行されたのち朝鮮に輸入された新聞のほうが好まれたようである（もともと朝鮮での人気を狙って発行したわけではないが、朝鮮版を作成するなど、朝鮮での基盤形成・確保につとめたことは事実）。それについては、総督府側の資料でも両新聞のほうの記事内容や報道の早さなどにおいて、朝鮮現地発行の日本語新聞に比べてより優れていたことを指摘されている。

(2) 朝鮮新聞（一九〇八～一九二二）

一九〇八年一月二〇日に発行認可を得て、日本語新聞として発行された日刊新聞（実質創刊は一八八八年で、朝鮮で日本語新聞では最古）。京城日報、釜山日報とともに当時朝鮮で発行された三大日本語新聞の一つである。在朝鮮日本人社会の世論に相当の影響力があつたと推測できるが、日本人の大陸における進取、発展に貢献することを使命とする²と標榜することから、日本の大陸進出を積極的に広報する論調をとっていることがうかがえる。発行部数は、一九二九年・一八四三七部、一九三三年・二〇七一七部、一九三五年・二〇七九五部、一九三九年・二四七八三部との記録があり、このことから京城日報につぐ発行部数の多い新聞であることがわかる。

(3) 釜山日報（一九一五～一九四四）

『釜山日報』は一九〇五年創刊の『朝鮮日報』の後身であり、一九〇七年改題されて以来、日本統治末期まで刊行された有力な日刊紙である。在朝日本人によって営まれた日本語新聞であり、韓国強制併合以前から日本の韓国侵略と植民地経営、そして植民地での自

国民の利益確保のために筆を振るい、解放以降もしばらく発行され、本土に引き揚げる過程までも記録として残している、実に日本強占期の生々しい日々報告書といえよう。とくに、植民地の中央の京城ではなく、最大の植民地都市である釜山で刊行され、本国と植民地の中間において在朝日本人たちのより内密な植民地官と彼らの社会のネットワークを把握するのにおいて、京城の有力な言論より効果的である。」(ペビヨンウク、二〇一・二・二、筆者直訳) 発行部数は、一九二九年・五一七四部、一九三三年・四〇三四部、一九三五年・四三三七部、一九三九年・四〇三九部。ちなみに、『釜山日報』は現在の『釜山日報』とは無関係である。

(10) 本研究では取り上げていないが、『釜山日報』は、「本国と植民地の中間において在朝日本人たちのより内密な植民地官と彼らの社会のネットワークを把握するのにおいて、京城の有力な言論より効果的である」とする評価がなされている。一方で、『東亜日報』については、前章で列挙した日本統治時代に刊行された新聞とはやや性格が異なる(総督府批判記事を扱い、創刊初期以後、総督府から数々の弾圧を受けている)。近年、これらの日本統治時代に刊行された新聞は釜山広域市立市民図書館のデジタル古文献室の「近現代新聞資料」や国史編纂委員会韓国史データベースの「日本強占期」資料から閲覧が可能となった。とりわけ『釜山日報』は、基礎学問資料センター「土台研究DB—日帝時期釜山日報記事目録及び記事検索のためのDB構築」から記事が検索できる。このように、一時期は閲覧すら厳しく規制されていたものが、影印版としてウェブ公開・提供されるようになったことは、研究環境が大きく改善されたが、問題はそれらの史資料を用いた研究業績はほとんどなされていないことや、版元と影印版とウェブ資料との間に微妙な違いがある

ことの解決など、課題は山積している。時代の情勢を把握することを目指す点である。そのために、記事資料の読み込みには細心の注意が必要であると考ええる。

皇室における利他的実践

別紙資料1 救恤金内訳

西暦	下賜日付	救恤金内訳（文末の「救恤として○○円下賜」は省略）	金額
1910年			
1911年	8月19日	7月上旬、朝鮮全土で暴風雨、死傷行方不明者258名、流失倒壊家屋24,746戸、救恤として7,500円下賜	7,500
	10月9日	9月上旬、朝鮮全土で暴風雨、死傷者140余名、流失倒壊家屋2,000余戸	5,700
1912年 大正元	11月2日	7月、京畿、忠北、忠南、慶北、慶南、全北、平北、江原の8道で豪雨、死傷行方不明158名、流失倒壊家屋8,000余戸	2,700
	11月・日	9月、慶南、黄海、平南、咸南の4道で水害、死傷行方不明140余名、流失倒壊家屋12,496戸	2,700
1913年			
1914年	7月・日	7月、朝鮮各地で豪雨	1,200
	11月10日	咸南、咸北で水害、死傷行方不明629名、流失倒壊家屋28,431戸	8,600
	11月26日	朝鮮地方で水害、死傷行方不明117名、流失倒壊家屋2,764戸	1,200
1915年	10月15日	7月、9月に京畿、慶南、平安、江原、咸鏡の5道で風水害、死傷行方不明1,092名、流失倒壊家屋28,088戸	7,600
	8月26日	6月中旬、京畿以南地方で水害、死傷行方不明195名、流失倒壊家屋18,514戸	4,800
1916年	10月7日	8月、江原道で水害、死傷行方不明151名、流失倒壊家屋1,956戸	900
1917年	10月20日	7月から8月にかけて朝鮮全土で風水害、死傷行方不明259名、流失倒壊家屋6,730戸	2,200
1918年			
1919年	10月6日	8月上旬、京畿、慶北、黄海、平南、咸南の6道で暴風雨、死傷行方不明581名、流失倒壊家屋10,302戸	1,500
1920年	2月25日	9月から10月にかけて京畿、慶北、黄海、平南、咸南の6道で暴風雨、死傷行方不明850名、流失倒壊浸水家屋17,876戸	6,600
	10月9日	7月上旬から8月にかけて平北、咸鏡を除く各道で豪雨、死傷行方不明1,352名、流失倒壊浸水家屋52,016戸	15,000
1921年			
1922年	4月24日	3月23日慶南北道で暴風雨、死傷行方不明58名	300
	8月1日	7月上旬、慶北で暴風、死傷行方不明132名、流失倒壊浸水家屋319戸	300
	8月5日	7月上旬、慶南で暴風雨、死傷行方不明58名、流失倒壊浸水家屋2,213戸	500
	8月23日	8月、京畿、忠北、忠南、全南、慶南、黄海、江原の7道で豪雨、死傷行方不明197名、流失倒壊浸水家屋17,500戸	3,600
	9月23日	8月上旬、京畿、黄海、平南、江南、咸南の5道で豪雨、死傷行方不明155名、流失倒壊浸水家屋23,000戸	5,600
1923年 大正12	8月8日	7月30日から8月上旬にかけて京畿、忠北、忠南、全南、黄海、平北、江原、咸南の8道で水害、死傷行方不明288名、流失倒壊浸水家屋30,575戸	7,000
	8月22日	8月中旬、京畿、慶南、黄海、平南の4道で暴風雨、死傷行方不明1,254名、流失倒壊浸水家屋16,106戸	13,000
1924年	8月7日	京畿、黄海、江原の3道で暴風雨、死傷行方不明89名、流失倒壊浸水家屋16,536戸	2,000
1925年	7月25日	朝鮮全土で暴風雨、死傷行方不明697名、流失倒壊浸水家屋59,942戸	50,000
1926年	9月7日	平北で水害、死傷行方不明135名、流失倒壊浸水家屋2,971戸	3,000
1927年			
1928年	9月21日	9月、咸北、咸南で水害、死傷行方不明1,400名	1,000
	9月29日	9.21の下賜に加えて5,000円下賜	5,000
1929年			
1930年 昭和5	7月28日	平北、平南を除く総ての道で水害、死傷行方不明2,657名、流失倒壊浸水家屋37,438戸	30,000
	8月・日	6月下旬、朝鮮總督府管内で暴風雨	30,000
1931年	5月8日	4月5日から6日にかけて朝鮮南部で暴風雨	1,000
	9月21日	8月26日から27日にかけて朝鮮全土で風水害、死傷行方不明580名、流失倒壊浸水家屋11,435戸	14,000
1932年	9月1日	朝鮮南部で暴風雨、死傷行方不明多数、倒壊浸水家屋541戸	800
1933年	7月15日	6月下旬から7月上旬にかけて京畿以南で暴風雨、死傷行方不明236名、流失倒壊浸水家屋21,290戸	3,000
	8月28日	7月中旬から8月上旬にかけて全羅、慶尚、江原、咸南の4道で暴風雨、死傷行方不明741名、流失倒壊浸水家屋25,650戸	25,000
	9月28日	9月初旬、忠南、全羅、慶尚、江原、咸鏡の5道で風水害、死傷行方不明264名	8,000
1934年	7月・日	6月初旬朝鮮總督府管内で暴風雨	金一封
	8月21日	7月中旬、朝鮮南部で暴風雨、死傷行方不明787名、流失、倒壊浸水家屋34,380戸	45,000
1935年	8月9日	7月下旬、朝鮮南部及び西部で豪雨	10,000
	11月3日	朝鮮各地で暴風雨、罹災者	4,000
1936年	8月29日	7月から8月にかけて朝鮮全土で豪雨	20,000
1937年	5月7日	4月中旬、朝鮮全土で暴風雨	12,000
	8月14日	8月初旬、平北で豪雨	10,000
1938年	8月6日	7月、朝鮮各地で豪雨	金一封
1939年			
1940年			
1941年	7月15日	6月下旬から7月上旬にかけて朝鮮各地で水害、罹災者	金一封
1942年	8月20日	8月初旬、朝鮮各地で水害、罹災者	5,000
1943年			
1944年			
1945年			
合 計			377,300

別紙資料2 『毎日申報』記事からみた風水害および恩賜金関連記事(一部)

整理番号	見出し	生成日	記事位置	記事内容	区分
137	全北道風害被害者 四郡技術員召集 三萬二千餘町歩没水に對する救急的野飯食指導	1930/7/11	03 頁 01 段	陸浦, 凝水, 農務課 農事技師員非常召集	記事
138	甲斐守 今夏の 豪雨 被害者七十四名	〃	03 頁 01 段	午嶋, 凝水	〃
153	安東縣の 暴雨 三時間中 百七十五家被害	〃	03 頁 07 段	豪雨, 地方事務所	〃
171	一日夜豪雨被害者 麻浦風害一帯水没	1930/7/14	02 頁 01 段	마포소방서, 홍제소방서, 경서구, 사신	〃
182	又一日四十六村의 江原道의 暴雨 被害者 第二次水没은 調査中	〃	03 頁 03 段	移山, 金化	〃
189	三次의 豪雨被害者 全州地方大水害 被害者調査	〃	〃	金徳道, 第二公立普通學校, 脚龍學校, 金仁狀, 張善行, 鄭徳洙	〃
199	小津原六民區立民區立 飢寒求食苦勞을 示한 一般의 慘狀을 調査	〃	02 頁 08 段	면민구, 小林源六	〃
245	南浦의 大暴雨 被害者 釜山, 脚龍 没水二百戶	〃	02 頁 01 段	平山	〃
254	脚龍依然飢饉	〃	〃	不明	〃
257	連日 救濟金 一千圓支出 飢饉被害者의 現狀에 急行 避難民救助에 着手	〃	02 頁 08 段	不明	〃
336	全北道의 水害 飢民 救濟金 募集	〃	03 頁 07 段	水害	〃
342	人命의 被害者 二千名을 突破 廿二日午十時警務局調査 水害被害者	〃	02 頁 07 段	不明	〃
356	勿驚! 人命被害者 二千七百餘名 廿三日午十時警務局調査 水害被害者	〃	02 頁 07 段	不明	〃
374	事變의 緊急한 道廳關係로 不能 示苦勞을 示한 災民으로 苦勞한 李知事의 水害 被害者	〃	03 頁 04 段	江原道地方署	〃
384	家屋의 没失과 飢饉等 實況— 一 災民의 苦勞	〃	02 頁 01 段	午嶋, 春城	〃
387	災情에 又復 飢饉 飢饉과 飢饉 飢饉을 示함으로	〃	〃	강원도	〃
401	水害被害調査를 隨時補助를 申請	〃	03 頁 05 段	風水害	〃
409	全國의 救濟金 募集을 促請 次官에게 電請	〃	02 頁 04 段	義捐金	〃
417	民社에서 드는 救濟金 募集	〃	02 頁 11 段	朝鮮風災社, 韓云彬	〃
449	水害 義捐金	〃	02 頁 10 段	天主教青年會聯合會	記事
457	家庭災復舊에 地方費를 支出補助	〃	〃	水害, 地方署	〃
459	朝鮮風水害에 救濟金 下賜	1930/7/29	01 頁 01 段	不明	〃
469	〃	〃	〃	不明	〃
483	水害 義捐金	〃	02 頁 10 段	不明	〃
471	救濟金 下賜의 公電 今日本府에 到着	〃	01 頁 02 段	不明	記事
482	忠清道의 義捐金 募集 一般에 勸誘中	〃	03 頁 09 段	朝鮮, 社會事業協會忠清道支部, 愛國團人公州支部	〃
484	北都水害消息 吳三遠方에서 續報 送金	〃	02 頁 01 段	朝鮮風災, 朝鮮社會事業協會, 義捐金	〃
493	災情 暴風雨 脚龍 沒水 二百戶에 入城	1930/8/1	01 頁 02 段	朝鮮風水害, 東京警廳, 釜山, 京城警廳	〃
508	浙江田傳從 江原道에 直發	〃	01 頁 05 段	사신	〃
513	浙江田傳從 曹善長 傳達 李江原道知事 被害者 報告 海大寺 恩惠에 感泣	〃	03 頁 01 段	野上, 村上, 田中, 山本, 泰田, 曹善長傳達式, 下賜金	〃
520	浙江田傳從 視察日程變更	1930/8/3	01 頁 09 段	不明	〃
522	皇恩에 大에 恐縮 感泣 曹善長 傳達를 拜受하고 李江原道知事 報告	〃	03 頁 01 段	浙江田, 風水害	記事
523	聖旨 傳達式	〃	〃	사신	〃
536	水害 飢饉 飢饉에 救濟金 配贈 江陵郡에서	〃	03 頁 03 段	朝鮮風災被害者調査	〃
537	咸鏡道知事에 聖旨 傳達 浙江田傳從이 元山府廳에서	〃	03 頁 08 段	不明	〃
538	咸鏡道에 下賜 金 傳達 水原郡에서	1930/8/8	03 頁 10 段	水害 被災民	〃
544	浙江田傳從 全州府廳에	〃	03 頁 01 段	사신	〃
542	衣冠五百名 賑災民에 發送	〃	07 頁 07 段	不明	〃
544	浙江田傳從 來京 聖旨 傳達 金知事 報告 上	〃	07 頁 05 段	全州, 金堤郡, 金堤主	記事
545	忠北道의 下賜 金 傳達式 清州郡에서	1930/8/11	03 頁 03 段	風水害	〃
547	慶北道의 下賜 金 傳達式 十二郡守召集	〃	03 頁 10 段	不明	〃
552	原州郡의 救濟金 傳達式 二十日午前	〃	03 頁 06 段	風水害, 原州郡	〃

昭和五年の風水害に関する記事と皇宮からの恩賜金が行き渡った内容が示された記事の見出しと内容一覧

『毎日新聞(甲)報』(毎日新聞) 9,603件(6月26日~6月30日まで)961件/27件, 7月全体は6,042件/490件, 8月全体8,719件/2,400件(日時間別で検索)1件のうち, 564件